

保育の必要性の 下限時間の設定について

平成27年2月2日

保育の必要性の下限時間の設定について

1. 保育の必要性について

○保育の提供にあたって、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の大きく2区分を設定。

○この2つの区分の下、必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を設定。

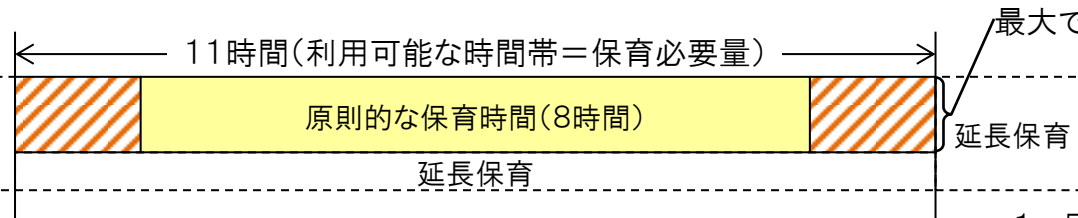
[保育必要量のイメージ](一般的な保育所のように、月曜日～土曜日開所の場合)

※開所時間は市町村、施設・事業ごとに定める

【保育標準時間】

月～土曜日
日曜日

延長保育



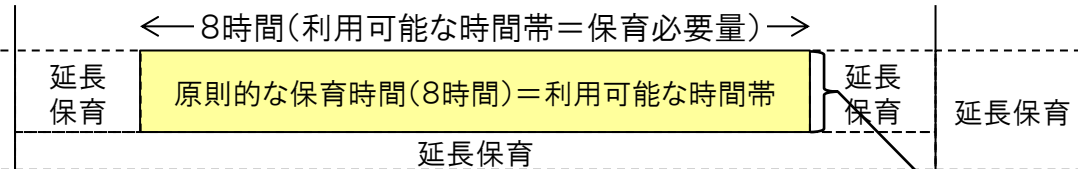
最大で利用可能な枠

1ヶ月当たり120時間程度の就労

【保育短時間】

月～土曜日
日曜日

延長保育



最大で利用可能な枠

1ヶ月当たり48～64時間程度の就労

2. 保育必要量について

保育標準時間:11時間、保育短時間:8時間を上限にそれぞれ利用可能

<参考>

子ども・子育て支援法第20条第3項

市町村は、第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る小学校就学前子どもが前条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認めるときは、政令で定めるところにより、当該小学校就学前子どもに係る保育必要量(月を単位として内閣府令で定める期間において施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費を支給する保育の量をいう。以下同じ。)の認定を行うものとする。

子ども・子育て支援法施行規則第3条

法第20条第3項に規定する内閣府令で定める期間は、1月間とする。

子ども・子育て支援法施行規則第4条

保育必要量の認定は、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで(1日あたり11時間までに限る。)または平均200時間まで(1日あたり8時間までに限る。)の区分に分けて行うものとする。ただし、申請を行う小学校就学前子どもの保護者が第1条第2号、第5号又は第8号に掲げる事由に該当する場合にあっては、1月当たり平均275時間まで(1日あたり11時間まで)とする。

保育の必要性の下限時間の設定について

3. 保育短時間の就労時間の設定について

一月で48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とする。(子ども・子育て支援法施行規則第1条第1項より)

【現行の松山市の基準】

64時間(1日4時間以上、1ヶ月16日以上就労している者)

～参考：県内他市町の現在状況～(平成26年6月調査時点)

市町名	【現行】下限時間	市町名	【現行】下限時間
今治市	1日4時間以上、月16日以上(月64時間)	上島町	1日4時間以上、月16日以上(月64時間)
宇和島市	1日4時間以上、月16日以上(月64時間)	久万高原町	1日4時間以上、月16日以上(月64時間)
八幡浜市	1日4時間以上、月16日以上(月64時間)	松前町	1日4時間以上、月16日以上(月64時間)
新居浜市	1日4時間以上、月16日以上(月64時間)	砥部町	1日4時間以上、月16日以上(月64時間)
西条市	1日4時間以上、月16日以上(月64時間)	内子町	1日4時間以上、月16日以上(月64時間)
大洲市	1日4時間以上、月16日以上(月64時間)	伊方町	1日4時間以上、月16日以上(月64時間)
伊予市	1日4時間以上、月16日以上(月64時間)	松野町	1日4時間以上、月16日以上(月64時間)
四国中央市	1日4時間以上、月16日以上(月64時間) 又は月75時間以上	鬼北町	1日4時間以上、月16日以上(月64時間)
西予市	1日4時間以上、月16日以上(月64時間)	愛南町	1日4時間以上、月16日以上(月64時間)
東温市	1日4時間以上、月16日以上(月64時間)		

4. 対応方針(案)について

保育所に入園申し込みを行ったが、入園できていない“入所待ち児童”がいる現状や近隣市町の状況を踏まえて、保育短時間の就労時間の下限設定を64時間以上とする。